

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月7日（令和6年（行情）諮問第1228号）及び令和7年2月13日（令和7年（行情）諮問第212号）

答申日：令和8年8月31日（令和8年度（行情）答申第472号及び同第475号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

「艦船と安全」のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書9」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年2月16日付け防官文第2944号、同年7月18日付け同第16723号、同年4月25日付け同第10202号及び同年11月1日付け同第24880号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ （略）

キ （略）

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク (略)

(2) 審査請求書 2 (原処分 2 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

(3) 審査請求書 3 (原処分 3 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ及びキ (略)

(4) 審査請求書 4 (原処分 4 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 上記 (2) クと同旨。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 及び原処分 2 について (諮問第 1 2 2 8 号)

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 6 (以下「本件対象文書 1」という。) を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 6 年 2 月 1 6 日付け防官文第 2 9 4 4 号により、本件対象文書 1 のうち、文書 1 の表紙、2 枚目及び 3 枚目について、法 5 条 1 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 1) を行った後、同年 7 月 1 8 日付け同第 1 6 7 2 3 号により、本件対象文書のうち、文書 1 (表紙、2 枚目及び 3 枚目を除く。) 及び文書 2 ないし文書 6 について、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 2) を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 2 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法 5 条該当性について

原処分 1 及び原処分 2 において、不開示とした部分及び不開示とした

理由は、別表（番号１ないし番号２７）のとおりであり、本件対象文書１のうち、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア ないし ウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分１及び原処分２においては、本件対象文書１の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、本件対象文書１の一部が同条１号、３号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ ないし ク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書１のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１及び原処分２を維持することが妥当である。

２ 原処分３及び原処分４について（諮問第２１２号）

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書２の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書１（表紙、２枚目及び３枚目を除く。）及び文書２ないし文書９（以下、併せて「本件対象文書２」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和６年４月２５日付け防官文第１０２０２号により、本件対象文書２のうち、文書１（表紙、２枚目及び３枚目を除く。）について、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分３）を行った後、同年１１月１日付け同第２４８８０号により、文書２ないし文書９について、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分４）を行った。

本件審査請求は、原処分３及び原処分４に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分３及び原処分４において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表（番号２ないし番号４３）のとおりであり、本件対象文書２のうち、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしウ (略)

エ 上記1(3)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分3及び原処分4」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。)。

オないしキ (略)

ク 上記(1)ケと同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。)。

ケ 上記(1)コと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分3及び原処分4」と読み替える。)。

3 補充理由説明書

各理由説明書においては、本件対象文書のうち、文書1の64枚目の一部については、法5条6号柱書きに該当することを理由に不開示とした。当該頁には不開示部分が2か所あり、下部の不開示部分にはメールアドレスが記載されており、法5条6号柱書きに該当するが、上部の不開示部分には特定コーナーに寄稿された内容が記載されていることから、当該部分は、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にした場合、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号の不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月7日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1228号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同月21日 審議(同上)
- ④ 令和7年2月13日 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第212号)
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ⑥ 同月28日 審議(同上)
- ⑦ 令和8年7月21日 諮問庁から補充理由説明書を収受(令和6年(行情)諮問第1228号及び令和7年(行情)諮問第212号)
- ⑧ 同年8月25日 委員の交代に伴う所要の手続の実施(令和6年(行情)諮問第1228号及び令和7年(行情)諮問第212号)、令和6年(行情)諮問第1228号及び令和7年(行情)諮問第212号の併合並びに本件対象文書の見分

及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書以外の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、文書1の64枚目の一部（別表の番号11）の不開示理由に法5条1号を追加して、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア 「艦船と安全」は、艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識の高揚を図り、事故防止に資することを目的として、海上自衛隊護衛艦隊（現：水上艦隊）司令部が毎月編集・発行をしている部内向けの文書である。

イ 本件請求文書1の文書の特定について

本件請求文書1の開示請求文言にいう「防官文第25237号（2023.10.17一本本B1501）」とは、特定年月日に受理された特定開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対する先行開示決定である。

本件開示請求は、別件開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の受付日の翌日（令和5年10月18日）から本件開示請求の受付日（同年12月19日）までの間に発行された「艦船と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書1を特定した。

ウ 本件請求文書2の文書の特定について

本件請求文書2の開示請求文言にいう「防官文第2944号（2023.12.19一本本B1976）」とは本件請求文書1の開示請求に対する先行開示決定（原処分1）である。

本件開示請求は、原処分1で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の開示請求の受付日の翌日（令和5年12月20日）から本件開示請求の受付日（令和6年2月26日）までの間に発行された「艦船と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書2を特定した。

エ 先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

- (2) 上記(1)イ及びウの文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記(1)エの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 自衛隊員、隊員家族、外国軍人及び民間人の写真の顔部分について

別表の番号3、番号13、番号16、番号20、番号28、番号34、及び番号36に掲げる不開示部分並びに番号4の不開示部分の一部は、自衛隊員、隊員家族、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 隊員家族の情報について

別表の番号1に掲げる不開示部分並びに番号4、番号15、番号21、番号29及び番号37の不開示部分の一部には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名及び内心等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認

められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、内心等は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 記事を寄稿した自衛隊員の情報等について

別表の番号12、番号14、番号26及び番号35の不開示部分並びに番号4、番号6、番号7、番号9、番号15、番号21、番号29及び番号37の不開示部分の一部には、①記事を寄稿した自衛隊員等の年齢、経歴、入隊時期、期別、勤続年数、特技資格及び病歴等に関する情報並びに②編集委員の氏名(苗字)及び職名に関する情報が記載されていることが認められる。なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、②の編集委員は非常勤職員との説明であった。

ア 上記の不開示部分(別紙の3に掲げる部分を除く。)について

上記①に係る当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として、また、上記②に係る当該部分は、苗字であり、いずれも、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、上記①に係る当該部分については、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。したがって、当該部分は、いずれも、法5条1号に該当し、番号6及び番号7については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙の3に掲げる部分(別表の番号4、番号9、番号15、番号21、番号29及び番号37に掲げる不開示部分の一部)について

当該部分は、記事を寄稿した自衛隊員が自己の担当職務に関する内容を説明するもの又は非常勤職員である編集委員の職名であることから、当該自衛隊員等の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。

また、番号9に掲げる不開示部分については、原処分において法5条3号にも該当するとして不開示とされたが、当該部分には同号に該当する情報が記載されていると認められないことから、同号にも該当しない。

したがって、当該部分は、法５条１号及び３号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(４) 特定のコーナーに寄稿した自衛隊員の情報について

別表の番号４、番号１１、番号１５、番号２１、番号２９及び番号３７の不開示部分の一部には、特定のコーナーにおいて小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢並びに寄稿内容が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法５条１号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに投稿した小文の内容に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成１７年８月３日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、寄稿内容は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(５) 自衛隊の編成、運用及び教育訓練に関する情報について

別表の番号２、番号８、番号１０、番号１７、番号１８、番号２２、番号２４、番号３０、番号３１、番号３９、番号４０及び番号４３の不開示部分並びに番号５、番号７、番号９及び番号３８の不開示部分の一部には、自衛隊の編成、運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用要領、能力及び練度が推察され並びに他国との信頼関係が損なわれ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、番号７及び番号９については同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(６) 他国に関する情報について

別表の番号２３の不開示部分には、他国に関する情報が記載されてい

ると認められる。

当該部分は、公にすることが予定されていない情報であって、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 自衛隊の情報システムに関する情報について

別表の番号32及び番号41の不開示部分並びに番号38の不開示部分の一部には、自衛隊の情報の情報システムに関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、情報システムの構成の詳細が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 自衛隊の装備品に関する情報について

別表の番号5及び番号6の不開示部分の一部には、自衛隊の装備品に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、番号6については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) メールアドレスについて

別表の番号19、番号25、番号27、番号33及び番号42に掲げる不開示部分並びに番号11の不開示部分の一部（上記（4）で判断した部分を除く。）には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示

とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1

『艦船と安全』のうち防官文第25237号(2023.10.17—本本B1501)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.10.17—本本B1501)の後に作成されたもの全て。

(2) 本件請求文書2

『艦船と安全』のうち防官文第2944号(2023.12.19—本本B1976)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.12.19—本本B1976)の後に作成されたもの全て。

2 本件対象文書

文書1	艦船と安全	2023年7月号
文書2	艦船と安全	2023年8月号
文書3	艦船と安全	2023年9月号
文書4	艦船と安全	2023年10月号
文書5	艦船と安全	2023年11月号
文書6	艦船と安全	2023年12月号
文書7	艦船と安全	2024年1月号
文書8	艦船と安全	2024年2月号
文書9	艦船と安全	2024年3月号

3 開示すべき部分

文書1	50枚目の艦長の【一言】及び先任伍長の【一言】の開示部分
文書1	52枚目の「先任伍長の挨拶」の開示部分
文書3	58枚目の「艦長・先任伍長の紹介」の開示部分（写真の顔部分を除く。）
文書3	60枚目の「2 先任伍長あいさつ」の開示部分（2行目の26文字目及び27文字目を除く。）
文書5	50枚目の「先任伍長あいさつ」の開示部分
文書7	58枚目の「艦長紹介」及び「先任伍長紹介」の開示部分
	60枚目の「先任伍長の挨拶」の開示部分
文書9	52枚目の「先任伍長あいさつ」の開示部分
	66枚目のお知らせ欄の開示部分のうち編集委員の職名

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	5 枚目、1 6 枚目、1 7 枚目、2 1 枚目、2 2 枚目及び 2 8 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1	7 枚目、9 枚目、1 2 枚目、1 4 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 6 枚目、3 2 枚目、3 9 枚目、5 1 枚目、5 3 枚目、5 4 枚目及び 5 6 枚目ないし 5 9 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4	文書 1	9 枚目、1 4 枚目、2 0 枚目、2 3 枚目、2 6 枚目、3 2 枚目、3 3 枚目、3 9 枚目、5 0 枚目、5 4 枚目ないし 5 7 枚目、5 9 枚目	

		ないし 6 3 枚目及び 6 5 枚目のそれぞれ一部	
5	文書 1	7 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6	文書 1	1 2 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の装備品等の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
7	文書 1	1 8 枚目、2 4 枚目、2 9 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個

			人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
8	文書 1	3 1 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
9	文書 1	5 2 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す

			るおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 0	文書 1	5 3 枚目の一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 1	文書 1	6 4 枚目及び6 9 枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。 ※文書1の6 4 枚目の一部につき、法5条1号の不開示理由を追加（本文第3の4）
1 2	文書 2	1 枚目及び1 0 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
1 3	文書 2	4 枚目及び5 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
1 4	文書 2	1 1 枚目及び1 2 枚目のそれぞれ全て	

1 5	文書 3	1 枚目、4 枚目、5 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目、1 4 枚目ないし 1 6 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 3 枚目、3 2 枚目ないし 3 4 枚目、3 8 枚目、4 0 枚目、4 3 枚目、4 6 枚目、5 8 枚目、6 0 枚目、6 2 枚目ないし 6 7 枚目及び 6 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 6	文書 3	2 枚目、3 枚目、1 0 枚目、1 4 枚目、1 6 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 5 枚目、2 7 枚目、4 6 枚目、5 8 枚目、5 9 枚目、6 1 枚目、6 3 枚目及び 6 5 枚目ないし 6 7 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	
1 7	文書 3	1 1 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

18	文書3	61枚目の一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	文書3	70枚目及び73枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
20	文書5	1枚目、9枚目、18枚目、32枚目、35枚目、51枚目、52枚目、54枚目ないし56枚目、58枚目及び60枚目ないし63枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
21	文書5	3枚目、6枚目、9枚目、14枚目、16枚目、18枚目、24枚目、32枚目、35枚目、50枚目、53枚目	

		目ないし 5 5 枚目及び 5 7 枚目ないし 6 3 枚 目のそれぞれ一部	
2 2	文書 5	9 枚目、1 0 枚目、1 3 枚目、1 4 枚目、1 6 枚目ないし 1 9 枚 目、2 4 枚目、2 5 枚 目、2 7 枚目及び 5 8 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に 関する情報であり、これを公 にすることにより、自衛隊の 運用要領、能力及び練度が推 察され、自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を及ぼし、ひ いては我が国の安全を害する おそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示 とした。
2 3	文書 5	3 1 枚目の一部	他国又は国際機関に関する情 報であり、これを公にすること により、他国又は国際機関 との信頼関係が損なわれるお それがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示と した。
2 4	文書 5	4 9 枚目、5 1 枚目及 び 5 6 枚目のそれぞれ 一部	自衛隊の編成に関する情報で あり、これを公にすることによ り、自衛隊の態勢が推察され 、自衛隊の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害するおそ れがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とし た。
2 5	文書 5	6 7 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関 する情報であり、これを公に することにより、偽計等の対 象とされ、緊急時あるいは必 要な連絡・調整に支障を来す など、当該事務の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがある ことから、法 5 条 6 号柱書き

			に該当するため不開示とした。
2 6	文書 6	2 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2 7	文書 6	3 6 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2 8	文書 7	2 枚目、3 枚目、1 1 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目、2 0 枚目、2 2 枚目、2 4 枚目、2 5 枚目、2 7 枚目、2 8 枚目、3 0 枚目、3 1 枚目、3 5 枚目ないし 3 8 枚目、4 5 枚目、5 9 枚目ないし 6 3 枚目及び 6 7 枚目ないし 7 0 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法 5 条 1 号ただし書きイに該当	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。

		するものを除く。)	
29	文書7	5枚目、11枚目、17枚目、20枚目、22枚目、24枚目、27枚目、30枚目、33枚目、35枚目ないし38枚目、42枚目、45枚目、48枚目、49枚目、51枚目、58枚目、60枚目、62枚目ないし70枚目及び75枚目のそれぞれ一部	
30	文書7	30枚目及び48枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
31	文書7	35枚目、60枚目、64枚目及び65枚目のそれぞれ一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
32	文書7	54枚目の一部	自衛隊の情報システムに関する情報であり、これを公にすることにより、情報システムの構成の詳細が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に

			支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
３３	文書７	５５枚目及び７５枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
３４	文書８	１枚目ないし４枚目及び１８枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
３５	文書８	２枚目ないし５枚目のそれぞれ一部	
３６	文書９	３枚目、１１枚目、１３枚目、１５枚目、１７枚目、１９枚目、２１枚目、２３枚目、２５枚目、２７枚目、５１枚目、５３枚目ないし５５枚目、５７枚目及び５９枚目ないし６３枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法５条１号	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。

		ただし書きイに該当するものを除く。)	
37	文書9	5枚目、9枚目、10枚目、11枚目、13枚目、15枚目、17枚目、21枚目、22枚目、24枚目、25枚目、27枚目、28枚目、31枚目ないし33枚目、52枚目、54枚目、55枚目、57枚目ないし63枚目及び66枚目のそれぞれ一部	
38	文書9	10枚目の一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるとともに、自衛隊の情報システムに関する情報であり、これを公にすることにより、情報システムの構成の詳細が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
39	文書9	13枚目及び15枚目のそれぞれ一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国

			の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
４０	文書９	１４枚目及び１６枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
４１	文書９	４６枚目の一部	自衛隊の情報システムに関する情報であり、これを公にすることにより、情報システムの構成の詳細が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
４２	文書９	４７枚目及び６９枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
４３	文書９	５３枚目の一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

			は我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
--	--	--	--